

平野 明香里

再考・『立憲主義の「危機」とは何か』

[Review]
HIRANO, Akari
Rethinking, *What is the Crisis of
Constitutionalism*
(Received 30 August 2016)

A Noon of Liberal Arts, No. 7, 2016

はじめに

二〇一六年八月現在、ISの台頭、イギリスのEU離脱、トランプ氏のアメリカ大統領選への出馬、今上天皇による生前退位の意思表明などが起こっている。立憲主義の危機を自国内の問題とみなし、現状を護憲意識の不徹底や現政権の横暴の結果であるとする保守的な言説はこれまでに多くみられた。しかし、一箇の政権の横暴に対する単純な反動的批判が通用しなくなりつつあるのではないだろうか。むしろ「戦後レジームからの脱却」が一政権のスローガンとしてだけではなく、世界規模で進行している今こそ、一見倫理的であるように見える反動的批判を脱し、立憲主義を根本的に問い直す必要があるといえよう。無論、渾沌とした状況が、与件を排した純粹な思索なるものを必ずしも可能にするわけではないが、立憲主義の

本質を探究しようとする研究姿勢は学問にとって必要不可欠のものである。

そうした姿勢を以て書かれた林尚之氏、住友陽文氏編著『立憲主義の「危機」とは何か』（すずさわ書店、二〇一五年九月）が、いかなる意味において立憲主義の「危機」に対処し得るかを解明することが本論の目的である。なお、本文中のページ数は、特に記載のない限り同書のページ数を示す。

第一章 各章紹介

第二章 戦後世界秩序の中の近代立憲主義

——「戦後レジームからの脱却」が導く（？）「混乱」——

樋口陽一（一六頁）

〈自然＝実在〉を基盤とする伝統としての立憲主義は、憲法制定権

力により解体され、(人為的)「仮構」を基盤とする近代立憲主義へと転換した。この破壊的な憲法制定権力は近代立憲主義の成立以後、憲法の制約に服するものとして制度化されたとはいえ、近代立憲主義は脆弱さを内包するものであった。

樋口氏は「戦後レジームからの脱却」を掲げる現政権の政策を、世界基準からの脱却であるとして批判する。

第二章 法外なるこの世界——近代日本社会と立憲主義——

田中希生(三一頁)

前近代における法は、人間が生まれながらに有する根源的無限責任に基づく強固なものであった。しかし同時にこの法的世界のつく「縁」を断ち切る、アジールなどの方法が存在した。近代はアジールが消滅し法に覆われた世界となったと考えられがちだが、近代においても法外の世界があったからこそ立憲主義が可能となった。すなわち、憲法は国民を権利規定と義務規定の中に囲い込むものではなく、憲法は、それをめぐる闘争や言説の蓄積などの実践の結果として制定されたのである。立憲主義を可能にする脱法的実践の例として、大陸浪人、「日本政府脱管届」、植木枝盛「東洋大日本国憲按」、北村透谷を挙げている。

第三章 大正期立憲デモクラシー論の展開と帰結

——法治主義と徳治主義の分節化の果てに——

住友陽文(六七頁)

戦前には翼賛型民意集約論に基づく国体こそが立憲主義を担保したことを上杉慎吉の思想から明らかにしている。

法治主義と徳治主義は矛盾するものではなく、天皇イメージを臣民の内面に埋め込んでいく戦前の徳治主義の試みは立憲主義の一つの作用につながった。これにより、天皇を媒介に臣民は主権の分節として振舞い、議会を通じて政府を監督することが可能になる。

二十世紀初頭には、このようにして国家主権に対する外部からの制約は国家内在的制約へと読み替えられていった。ここで重要なのが国体観念であり、フィクションとしての国家を表象する実体が天皇の存在であった。

しかし例外状態を演出する要因となる政党には制度的リミッターが存在しないため、上杉は「国論」によりファシズムに対抗しようとした。

敗戦後の日本において、国体に代る立憲主義の正統性の根拠を探求する必要がある。

第四章 「護憲」の超克と民主主義の制度設計

——国民主権の実効化の探究求——

小関素明(二〇六頁)

現在における「国民主権の無効化」というべき事態が必然的に生

じたものであることを明らかにする。

公権力は国民主権に依存することで成立しえた権力だった。その例として日本近代の歴史が挙げられる。しかし公権力は統治権力としての正統性を住民のセキユリティと権利の保護に求めるため、国民は自らの権利の保全を公権力の「恩寵」として受け取る。そのため、国民主権が公権力批判の根拠とならない(国民主権の自家中毒)。こうした状況を打破するために小関氏は、二大政党制の定着化と、政権交代が官僚的意思決定の中に効果的に反映する制度設計を提示した。またこのために、「全体知」の構成の可能性を探究する必要を説く。

第五章 敗戦・アメリカ・日本国憲法

——戦時思想から戦後政治へ——

佐藤太久磨(一二二頁)

日米安保体制を、国家主権を「外部」から規制し立憲主義を構成する要件であるとみて、立憲主義の危機的状況が常態であったことの果てに現在を位置付ける。

一九三〇年代、大東亜共栄圏構想に代表されるような、近代主権理論に対する革命的言説が展開される。日本を「主権国」とするこの構想は敗戦により実現しなかったが、冷戦構造の中で逆説的にも日本を被主権国とする広域圏理論が実現する。

ここでの日本は向米一辺倒の姿勢を取らざるを得なかった。吉田路線においては、日米安保が日本の主権と独立、日本国憲法を保守

するための秩序として読み込まれた。一方で、主権の完成態を目指す改憲思想とその運動においても、「自主独立」に必要なのは日米協調の強化であり、改憲は日米安保体制の枠内においてなされるべきものであるとされた。すなわち護憲、改憲の両者とも日米安保と齟齬しないものであった。

この対米従属の二重性が憲法解釈の境域まで浸潤したことを現状が示している。これを危機と呼ぶならば、戦後日本はつねに「危機」を内在させた歴史であった。

第六章 世界大戦のなかの立憲主義と世界連邦的国連中心主義

——近衛新体制と大東亜共栄圏の「敗戦」——

林尚之(一六二頁)

生存保障＝国体という根本軌範からの主権の再構成は近代国際法秩序を再解釈する試みであり、その実践が大東亜共栄圏構想だった。しかし自己保存権の自衛権は満州事変において解釈の限界に直面する。このため既存の法秩序の再解釈と新たな国際法の構築が必要となった。そこで国家の構成原理を、主権ではなく生存権の観点から再解釈する実践がなされた。大東亜共栄圏における国家主権の制約は生存権からくる内在的制約であった。

敗戦後、主権の自己膨張が「敗戦」という主権喪失に遭遇したことで世界連邦政府に対する指向性が生まれる。こうした戦後日本の自衛権の放棄と平和国家としての自己形成は、国際立憲主義の性格を持つものであり、戦後国際社会の課題に合致するものであった。

第二章 佐藤氏論文の史学史上の位置付け

後述するように、各論によって主題、方法論、立憲主義というものに對する見解などは異なっている。例えば本書の表題でもある立憲主義の危機の所在について、樋口氏は近代立憲主義が元來脆弱な性質をもつことを認めながらも一九三〇年代のファシズムおよび現政権による「戦後レジームからの脱却」を立憲主義の突発的危機と見ている。一方、佐藤氏は現在の危機を突発的なものと見るのではなく、大東亜共栄圏構想に危機の原点を見出した。また、国体が立憲主義を担保するメカニズムとして機能してきたことを明らかにした住友氏によるならば、国体喪失以降すなわち敗戦以降が危機の歴史であったといえよう。このように論考により見解は大きく異なっているが、そのことが本書に瑕疵を与えるものではない。

一般的に共著における各論の不統一は議論が熟していないことと表れであるようにとらえられがちである。しかし一見統一した見解を持つように見える共著であっても同じ結論を補強するために各論者が各々史料を持ち寄る作業でしかなく、真の意味においては各論者の間になんら連関のないものも多くある。よって議論の統一不統一は本の価値とは別個の問題であるといえる。むしろ本書で展開された多角的な議論や各論考の間に見られる対立点や見解の交錯の中に、立憲主義の危機に對抗しうる可能性を見出し、今後の立憲主義に関する議論をより高次のものに高めていくことが筆者の果たす

べき役割であろう。

本論ではとくに第五章佐藤氏論文及び第二章田中氏論文を中心に取り上げて本書の史学史的な位置付けを考察したい。先取りしていえば、立憲主義をメタレベルの要素から説明する佐藤氏論文と、立憲主義とは憲法をめぐる言説の蓄積により構成（constitution）されたものであると見る田中氏論文とは、本書において対極をなしていると言っても過言ではない。

佐藤氏、林氏に共通するのは国際関係など、国家主権をメタレベルから制約する要素を立憲主義と見る視座である。林氏はこれを「国際立憲主義」の呼称を用い、戦後日本の平和主義が戦後国際社会の秩序形成に貢献するものであったと評価している。こうした視座において現在の「立憲主義の危機」の所在を明確に示したのが佐藤氏論文である。

佐藤氏論文は、護憲と日米安保が齟齬しないと同時に改憲と日米安保もまた齟齬しないという、まさに矛盾律に反する事態が現実生じていたことを明らかにしている。そしてその両者ともが、大東亜共栄圏構想に端を発するものであった。

佐藤氏論文を史学史的に位置づけるならば、まさに「歴史の正面図」といえるのではないだろうか。野家啓一氏の研究によれば以下のとおりである。一般的に、時間軸を一本の線分とみなし、その上に個々の出来事を位置付けてゆくことが歴史の営みであると考えられている。ここでは歴史を描く視点は歴史過程の外部に仮説された超越的視点である。また遠近法を排除された時間は線形順序をもつ

て等間隔に目盛りされている。野家氏はこうした「歴史の側面図」は、一九九〇年代の「歴史の終焉」議論により知的指南力を失ったとし、そこで従来の歴史の側面図に対して、内在的視点によって非均質の時空間に描かれる「歴史の正面図」を新たに提示している。そこで求められる歴史家像は、時間の表象である直線の外に立つ超越的歴史家ではなく、直線上に立つ内在的歴史家である。歴史家の側から見れば、自身の足元につながる道程を辿ることが「正面図」を描き出す営みであると言える。

佐藤氏はまさにこうした視座から現在における立憲主義の危機すなわち「戦後レジームからの脱却」が突発的現象ではなく、改憲意志と日米安保体制を維持し続けてきた戦後政治の帰結であったことを明らかにしている。さらに淵源を辿れば、戦後政治は戦時思想に自己規定されていたことが明らかになる。こうした視座からの歴史叙述は、現在から断絶した一人の歴史上の人物の思想を紹介するだけにとどまらず、現代との連関から歴史を見る視座を提示しているといえよう。これにより、一九三〇年代や現在の危機を唐突で例外的なものとする見方を斥け、現在の危機を歴史の中に根差すものとして位置付けた。

また国際関係が、あるいは主権と主権の拮抗が単純に一箇の主権を制約する側面を見るだけではなく、国際協調がかえって主権の自己解放を招くことを指摘している点は慧眼と言うべきだろう。

第三章 田中氏論文の史学史上の位置付け

このようにメタレベルから主権を制約する見方を排し、あくまでも「出来事の内部から記述するやり方」(三二頁)によって、近代日本における立憲主義の形成過程を叙述したのが第二章田中氏論文である。

田中氏論文における方法論に関して特筆すべきは、いわばイデオロギカルな視座を斥けたことであろう。理想的立憲主義という抽象的理念をイデオロギカル界あるいは西洋にまず想定し、それに対して近現代の日本において実際に行われた似像としての立憲主義がいかに劣っていたかをあげつらう論は多々見受けられる。こうした議論は、実際の政策がどういった点で理想的立憲主義に劣っているかを容易に明らかにすることができる。

しかし田中氏論文はこうした方法を取らず、立憲主義というものが憲法をめぐる言説の中で生成してくる様を叙述している。日本という実地における抽象的概念の演繹ではなく、日本という地盤があつてはじめて可能になる経験的議論である。よって日本における立憲主義と西洋における立憲主義とを単純に比較することは意味をなさない。

この点において国際関係を立憲主義の構成要素と見なす佐藤氏・林氏論文と対峙することは否めないだろう。

では概念の輸入による説明によらずにどのようにして近代日本に

おける立憲主義の成立を叙述できるのだろうか。田中氏も西洋思想の輸入があったことは認めているが、西洋思想が近代日本における立憲主義を可能にする根本原因なのではない。田中氏論文が明らかにしたのは、憲法はアプリアリに存在するものではなく、それを巡る諸言説のあとに生まれる結果・効果であるということであった。憲法が制定されることやあるいは立憲主義的思想の輸入をもって立憲主義の始まりと見るのではない。立憲主義をもたらししたのは、憲法制定以前に行われた具体的な脱・法的「実践」であった。

こうした実践を可能にする「法外の世界」とはどのようなものか。ここで注意しておくべきは田中氏独自の「法外」の意味についてである。林氏は主権の最高独立性を、超越的・例外的という意味で「法外」（一六四頁）な力と述べている。このような「法外」の意味は我々にとってもなじみの深いものだろう。また我々は世俗の法が適用されない避難所としての聖山・アジールの連想から、法外の世界を特殊・例外的状態のように考えてしまいがちである。しかし田中氏の論じる「法外の世界」は、法が世界を覆い尽くしていることを暗黙の前提とする一般的な語義と異なり、ありふれたものであることに注意を要する（「法外な世界とは、この世界のことである」五八頁）。

さらに田中氏は内部に外部を作り出す「平和的内戦状態」の創出という立憲主義的作用によって、主権国家形成が可能となることを示す（六〇頁）。すなわち、国家主権さえも他の権力との拮抗の中から分有され形成されたものではなく、実践という事実を通じて獲得されたものに他ならないことを明らかにしている。国家主権の形

成について、以下の様に説明することもできる。すなわち、近代における個人像は、身分的制約から自由であることが約束されているものの、その実は従来の特権を失った脆弱な存在である。そのため国民主権の名のもとに個人の自由が侵害される可能性がある。そのような弱い個人を守るため、立法もまた立憲主義の制約に服すよう約束を結ばねばならない、と。しかし、「平和的内戦状態」を経て獲得された主権は実践という事実に基づくものであるために、多重のフィクションとそれがもたらす弊害を防ぐ幾重もの約束事を想定する必要なく、確固とした近代立憲主義と主権についての説明が可能となると言えよう。

ではなぜアプリアリに世界を覆うものではなくあくまでも言論の結果として生まれる憲法が、主権を制限できるような強大な力を得られるのだろうか。田中氏論文では明確に強調されていないように思われるので、私見を立てたい。

それは結論を先取りして言えば、言論や闘争という実践がなされたといういわば《事実》の重みではないだろうか。

久米邦武は、明治期の歴史家である。岩倉使節団に随行し『米歐回覧実記』を記した。のちに修史局で国史編纂事業に従事し、近代実証主義的歴史学の確立に貢献した。しかし、一八九二年論文「神道は祭天の古俗」が筆禍にあい辞職する。そうした経歴を持つ彼が帝国憲法発布の二年後にあたる一八九一年に論文「勅懲の旧習を洗ふて歴史を見よ」^{★3}で奇しくも周の礼法を憲法にたとえ、《事実》こそが規範を与えることを明かにしている。

久米によると、「歴史は其時代に現出たる事を、実際の通りに記したるが良史」^{★4}である。それにも関わらず現在の歴史は依然として勸善懲惡史観から脱却できていない。この原因には孔子の春秋に対する誤解と、奇芝居の思想の二つがある。両者は結合し「歴史癌とか結核とか称すべき難治の症」^{★5}となっている。この治療には困難が伴うが、「今度国会の始りたるは、実にコツホ葉の如き良葉」^{★6}であると現状を分析している。久米の言う春秋誤解とは、現実が生じている世相の乱れを見た孔子が、乱臣賊子を戒めるために事後的に春秋を書いたと考えることである。^{★7}しかし春秋を紐解いてみると道德的提言がなされているわけではない。「其春秋は見たる人もあらん。年代記の様なるものなり」^{★8}。記されているのはいわば「其時代に現出たる事」であつて、乱臣賊子を戒める教訓ではない。

其書様は赴告の策書とて、各国政府へ内外より報告の大事件を、簡短に竹札に記し編成するものなり。事実を簡短に書くとは六ヶ敷ものにて、一字も当を得ざれば事実を誤る。故に詳細の記事とは趣き甚異なり、春秋を書には法則のあることなり。

…(中略)…

其法則とは周の礼法なり。周代までの支那は、独逸の如き聯邦政治にて、国初に礼法を定め、其下に於て五爵の国々聯合したるは、猶当今の憲法公法の如し。尤も礼法といふ故に、行儀作法格式にも及びて、今の法律とは趣き異なりと想像す

べし。(傍点ママ)^{★9}

久米は、春秋の「法則」(掟、手本)となった周の礼法について述べる。連邦の最大国であつた周はこの礼法によって他国をも規律したが、「時勢の変遷にて、礼法の見解を乱し、たん／＼勝手自儘の挙動をなすに至りぬ。是を春秋の乱と云」^{★10}。すなわち礼法が恣意的に解釈されるようになったことで、春秋の乱となり乱臣賊子が跳梁跋扈するようになったという。そうした状況の中で、大国の一つである魯国は文学の盛んな国であり、「周礼尽在魯」と評された。

孔子は魯国に生れ、非凡の大学者にて、礼法・歴史に博通し、其原理の出たる易学を究めたるは、各国皆畏れ、「隣国有聖人者国之害也」とて、種々に妨げをなし、用ゐられぬ様にしたるは、即春秋の成らぬ前に已に乱臣賊子は懼れたるなり。(傍点ママ)^{★10}

孔子は乱臣賊子の出現を嘆いてそれを戒めるために事後的に春秋を書いたのではない。逆に礼法に精通しているということが乱臣賊子を事前に戒める抑止力となったのである。その孔子が春秋に記したのは、教訓的価値判断ではなく《事実》を記した年代記であつた。久米は礼法と孔子の逸話を帝国憲法および帝国議会について敷衍する。

如何んとなれば、国会は全国二、三百の撰挙区より出たる政治家の集り、即二、三百国の聯合なり。其三百議員が合従連衡して政府に議論せんと欲したれども、国会は憲法の下に成たるものなれば、発論毎に是は憲法に含む歟、其は憲法に違ふと、言論を制せられたるにて、春秋各国の礼法を棄るを得ぬ訳をば思合すべし。憲法の誤解が甚しくなれば、夫より暴論も噴出し、壮士も跳出て、摺合ひ打合ふにも至るべし。即邪説暴行復作たるなり。是を肅正するには、憲法に熟達し、原理を見透し、歴史に通じたる人出て、議場整理せば、不法の人は皆困るならん。即乱臣賊子懼たる所なり。^{★12}

久米は憲法と「憲法に熟達し、原理を見通し、歴史に通じたる人」、すなわち憲法学者との関係を、周の礼法と孔子との関係に例えている。憲法学者がすべきは、個々の事例に対して憲法を演繹しその場しのぎの合憲・違憲の判断を下すことではない。憲法や歴史に精通し原理を見通した人が、「議場整理」をすれば、恣意的解釈がもたらす混乱を是正し、そのことによって「不法の人」を戒めることができる。国会を諸国の連邦とみなす久米の見解が法学的に正しいかはさておき、重要なのは憲法学者、あるいは歴史家が《事実》を叙述するというまさにそのことが、あるべき憲法解釈を可能にする久米は指摘しているということである。

さて田中氏論文を踏まえた上で我々に残されている課題は、「憲法への意志」（四六頁）をいかに獲得するかということである。確

かに言論はなされ、一定の水準に達したからこそ憲法は制定された。しかし一度完了して終え^止ば立憲主義は「不磨」のものとして保たれてゆくのだろうか。おそらくそうではないだろう。丸山真男が述べるような民主主義が持つ、「不断の民主化によって辛うじて民主主義でありうるような、そうした性格」^{★13}を、立憲主義もまた持つのではなかるうか。

立憲主義を志向する道徳、倫理性、もしくは「憲法への意志」は何によって担保されるのか。その点について、樋口氏が現政権の立憲主義に対する無知識・無感覚を批判した（二六頁）ことや、住友氏論文において上杉慎吉が憲法に規定のない政党の暴走を防ぐため人心涵養を求めた（九八頁）ことは是がなない話ではない。しかし「憲法への意志」を安定的に確保する具体的な方法を提示するには、多大な困難がつきまとうのではないだろうか。なぜならば「憲法への意志」の獲得は、制度化による効果が期待できるようなことからではないと考えられるからである。例えば樋口氏や小関氏の指摘する立憲主義や国民主権への無関心は、学校教育の不徹底や制度上の不備により引き起こされた事態なのだろうか。「憲法への意志」は、元来アジールとしてあった学校、病院、寺などが法的世界に回収されアジールとしての特権を失ったことに類似して、法制化によってはそのダイナミズムを喪失するようなことにならないだろうか。法制化によっては期待できない「憲法への意志」を、いかに確保するかということは、回っているコマを捕まえるような——捕まえた瞬間には「回っている」コマではなくなくなってしまふ——確かに

難題ではある。しかもまた単なる偶然的産物として消化されない形で「憲法への意志」がいかに獲得されるのかを描き出すのは歴史家の次の使命として残されている。

しかし難題ではあるが不可能でないことは、なにより実際の歴史が証明しているのではないだろうか。

おわりに

本書は立憲主義の危機に對しどういった意味で対処したのであるか。まずは、本書が憲法をめぐる一つの言説として立憲主義に貢献したということだろう。さらに、本書だからこそ見られる新規性としては、本論で取り上げた立憲主義の危機の所在、立憲主義の在り方に関する見解の相違以外にも、例えば「内在性」をめぐる見解などの重要な点で対立を孕んでおり、^{★14} これらを止揚することで立憲主義に関する議論のさらなる発展を期待できるという点である。立憲主義が開放系であればこそ反動的・保守的批判にとどまらない、対立をも含みこんだ多角的な議論が可能となったのではないだろうか。最後に、筆者の力量の未熟さから佐藤氏、田中氏の他の著者について詳しく論じることはできなかった点についてお詫びを申し上げます。また先哲に対して借越な見解も多く見られるかと思われる。しかし石母田正が「新しい学問の体系が伝統的なものとの対立とたかひのなかからのみ形成されてくる」。^{★15} 「みずから高めきたえようとする学問は最良の敵手をえらばなければならない。みずから

そこから学び、それを克服するために必死の努力を必要とし、この努力のほかに新しい学問の成立も学問の変革もなしがたいような敵手をえらばねばならない」^{★16} として師である津田左右吉の根本的批判を行ったことにならない、先哲の議論の枠内に安住しない新たな見解を立てるよう務めた。本論のささやかな試みが立憲主義に関する議論の進展に貢献できることを願うばかりである。

*本論は、二〇一六年二月二〇日に奈良女子大学において史創研究会により開催された同書の書評会での報告を修正・加筆したものである。

★1 住友氏論文はとくに元来外在的制約としてあった立憲主義が内在的制約として読み替えられていく過程こそが「大正アモクラシー」の正体であったことを明らかにしている。

★2 野家啓一「物語としての歴史——歴史哲学の可能性と不可能性」『物語の哲学』岩波書店、二〇〇五年（初出一九九三年）一二五—一八八頁。

★3 久米邦武「勸懲の旧習を洗ふて歴史を見よ」明治二四年『史学会雑誌』第二編一九号（久米邦武『久米邦武歴史著作集第三巻 史学・史学方法論』吉川弘文館、一九九〇年、一三四頁）。

★4 同前一三四頁。

★5 同前一三四頁。

★6 同前一三四頁。

★7 同前一三四頁「春秋誤解とは、孟子に春秋を修たる主意を、『世

袁道微、邪説暴行有作、臣弑其君者有之、子弑其父者有之、孔子懼作春秋」と説き、『孔子成春秋、而乱臣賊子懼』と説けり。因て歴史は乱臣賊子威の機械、勸懲説の病原とはなれり」。

★8 同前一三五頁。

★9 同前一三五頁。

★10 同前一三五頁。

★11 同前一三五頁。

★12 同前一三六頁。

★13 丸山眞男『『である』ことと『する』こと』『日本の思想』岩波書店、一九六一年（初出一九五八年）、一五六頁。

★14 著者らは挙つて内在的観点からの叙述を目指す、各々の意味する「内在」性はそれぞれ異なっているように思われる。本書序文

においてこうした観点からの先行研究の欠如が指摘されていたこと
とから見ても、本書の新規性に関わる重要な論点となろう。

★15 石母田正「歴史家について」『石母田正著作集 第十五巻』岩波書店、一九九〇年（初出一九四九年）、一頁。

★16 同前三頁。

〔参考文献〕（注にあげたものを除く）

プラトン著、藤沢令夫訳『国家（下）』（岩波書店、一九七九年）

柄谷行人『憲法の無意識』（岩波書店、二〇一六年）

樋口陽一『「日本国憲法」まっとうに議論するために』（みすず書房、

二〇一五年）

ひらの・あかり（奈良女子大学博士前期課程）

